

平成30年度 第3回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成31年(2019年)3月27日(水)
午後6時30分～
場所 函館市役所8階大会議室

1 出席者

(1) 委員 16人

相澤委員，池田委員，石田委員，石坂委員，加賀屋委員，数又委員，岸田委員，木村（一）委員，榊委員，高田委員，高橋委員，玉利委員，中村委員，三浦委員，三塚委員，村本委員

（欠席：木村（雅）委員，佐藤委員，本田委員，箭原委員）

(2) 事務局 11人

佐藤子ども未来部長，万丈子ども未来部次長，原子ども企画課長，木村子どもサービス課長，兵庫子育て支援課長，外山次世代育成課長，長船母子保健課長，藤澤子ども企画課係長，高橋子ども企画課主査，横山子どもサービス課主査，阿部子ども企画課主事

(3) 傍聴者 2人

2 配付資料

資料 1-1 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）

資料 1-2 計画策定スケジュールについて

資料 1-3 函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果【速報版】

資料 2 2019年10月からの幼児教育・保育の無償化について

当日配付資料 「求職活動」および「育児休業」要件による保育認定の取扱いについて

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局（高橋主査）】 （開会宣言）

2 子ども未来部長あいさつ

【事務局（佐藤部長）】 （部長あいさつ）

3 議事

【事務局（高橋主査）】 （配付資料の確認）

【会長】 さて，次第に従っていつものように8時を目途に進めてまいりたいと思いますので御協力お願いしたいと思います。
それでは，「(1) 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画について」について，事務局の方から説明をお願いします。

(1) 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画について

【事務局（原課長）】 「資料 1-1 第二期函館市子ども・子育て支援事業計画の構成（案）」，「資料 1-2 計画策定スケジュールについて」および「資料 1-3 ニーズ調査結果【速報版】」に基づき説明

【会長】 資料1-1, 資料1-2, 資料1-3について事務局の方から説明がありました。

前の会議で皆さんからいろいろな意見が出て、「子どもの貧困対策」が新たに項目として出てきたということになります。

まず、資料1-1について何かありますか。別段問題ないということの良いですか。

それでは、資料1-2ですけれども、来年3月には第二期計画が冊子として出てくるということでもあります。それに向けて、スケジュールを組んでいくということになる、それで良いですね。そのために、6月から11月まで毎月1回ずつ会議がありますということをお知らせください。事務局、皆さんの日程を合わせるのに非常に苦労すると思いますが、御協力をお願いしたいと思います。これは、計画でこのように進めていきますよということによろしいですね。

それから、資料1-3, アンケート結果についての【速報版】です。

この内容について何か質問があれば応答したいと思います。何か気になることとかありますか。

【相澤委員】 貧困対策にも関わってくると思いますが、義務教育のことについて、市で要保護・準要保護という方々を支援していますよね。そういった部分の数とかも併せて載せていくと、関連性というものが見えてくると思うのですが、どうなのでしょう。

【事務局（原課長）】 はい、教育委員会の就学援助についての御質問ですが、就学援助につきましても「子どもの貧困対策」の一部でございますので、その状況につきましても施策に反映する部分があるかと思っておりますので、押さえていきたいと思っております。

【会長】 市の方でもいろいろな部局でいろいろなアンケートを行っているので、その結果を横断的に活用しようということで話しておりますので、先ほどの教育委員会の数字とかもこちらの方で押さえて、いろいろなことをやっていくという形ですので御了承ください。

他に何かありますか。なければ、次の報告事項に入りたいと思います。

4 報告

(1) 2019年10月からの幼児教育・保育の無償化について

【事務局（木村課長）】 「資料2 2019年10月からの幼児教育・保育の無償化について」に基づき説明

【会長】 これについて何か御質問はありますか。

【高橋委員】

預かり保育を利用する人たちについて伺いたいのですが、幼稚機能を利用する子どもたちに上限が1日450円とか出るようになったのは、保育園を利用すると完全に無料で夕方まで預かって貰えることとの公平を保つためだと思うのですが、幼稚園の場合、長期休み中の預かり保育は1日1,000円とか1,500円とか掛かってくるんですね。その場合、保育園との差が出てくると思うのですが、「1日450円上限」はそれを分かってあえてやっているのでしょうか。市が説明会等で市民の皆さんに説明したときに、批判されてしまうところなのではないかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

【事務局（木村課長）】

幼稚園、認定こども園の幼稚園機能を利用して、さらに預かり保育を利用されているお子さんの取扱いということになると思いますが、現在、1号認定で預かり保育を利用しているお子さんは沢山いらっしゃるのですけれども、その中で、月額上限は、委員が今おっしゃいましたように、保育所における無償化の額との兼ね合いで国が定めたものになります。ただ、この預かり保育についても無償となる方は、“保育が必要であることの認定”と申し上げましたけれども、元々2号認定を取ろうと思えば取れる方たちなんですね。ですので、例えば2号認定を取って、11時間なり8時間なり利用される方の希望に添って、認定こども園であれば幼稚園に通うのと同じ形を通じていただくこともできると思いますし、月額という点で、現在の各園の料金設定という中では、この月額上限を超えるといったことは、通常の利用ではほとんどないと思われま。したがって、1号のまま預かり保育を併用しても、この上限額を超えてしまうというケースは、ほぼ発生しないのかなと考えております。

【高橋委員】

私自身は、2号認定を受けることができるのですが、幼稚園に子どもを通わせています。それは、私の選択なので、もちろん払うつもりでいるのですが、こういった選択をする人も中にはいるでしょうし、多分この制度ができたのは保育園ばかりに子どもが集まらないように幼稚園にも枠をとということで2歳以上の保育が増えたり、預かり保育もどんどん増やしている幼稚園もあるという中で、市が幼稚園に行っている子たちは完全な無償化でなくても仕方ないと考えているのであれば仕方ないと思うのですが、平日の450円上限は良いのですが、例えば長期休み中に20日間預かり保育を利用するというのであれば、1,000円×20日間を払うという状況になるので、保育所と幼稚園の平均を取るつもりであるならば、平均の取り方についてその辺の考慮も必要なのではないかと感じます。実際、幼稚園を利用しているでも就労証明を取ろうと思えば取れる方は結構いると思うので、そういう方も拾ってほしいなと思います。

【事務局（木村課長）】

利用実態の中で、各園を通じて利用されている保護者の実態

も含めて把握しながら、対応できるものについては対応していきたいというふうに考えております。

【会長】 他にありますか。どうぞ。

【副会長】 うちには認定こども園を運営しているのですが、高橋委員がおっしゃるようにしてほしいという気持ちは山々で、預かり保育には補助金が別途付くんですよ。それで、長時間の預かりについては、通常の平日の預かりとは若干違って、運営側で工夫すれば、保育所との差を少なくできるということは言えます。ただ、高橋委員のおっしゃるとおりで、夏休み・冬休みが非常にお母さん方に負担を強いているという状態なんですけれど、それをなくすにはかなりの工夫が必要で、全体的に預かりの質が下がったりということに繋がってしまうと思います。

【会長】 他に質問等はありませんか。どうぞ、木村委員。

【木村（一）委員】 明日、保育園、幼稚園および認定こども園の説明会があるというふうに聞いているんですけど、この上限450円というのは、国の政策の中で、私も理解できない部分があるんですが、子どもたちが施設にいる平均時間8.4時間という時間の中で、保育時間が4時間とすると差し引き4.4時間だから計算上450円を上限にしようという発想であると聞いております。そういう意味で行くと、「新2号」、「新3号」というのがこれから設けられると思うんですが、保育預かりの差額分には絶対に届かない数字なんです。そこがちょっと違うだろうという思いはあるんですが、月額で決まっているところはこれが上限ですから、これよりも低い額までしか行かないことになっていると。そういう意味では、450円という国の決め方はちょっと感覚的に不合理に感じます。これは国の政策ですので、これをそのまま踏襲するかどうか、450円よりも多く出すか出さないかは、市の考え方になると思います。これは、金額を増やしてほしいということではなくて、そういうことになるだろうということなんですけれど。ただ、私が懸念しているのは、認可外保育所、企業主導型についてもそうなんですけど、今日も川崎市の認可外保育所が破産宣告を受けて、300人ほど、4月1日からの入園が滞ることになったという話がありまして、認可外保育所に補助するときの体制というのは、つぶれたときの責任問題とかを国は全く考えていません。貧困家庭のためにお金を出すことは良いのですけれど、逆に言うと、施設の方で受け入れることができないという状態も生まれるというのは、人手不足ということもあると聞いておりますから、無償化だけして、公定価格が下がったりしたときにどうなるのかというのが、今後の課題になると思います。この子ども・子育て会議で貧困対策ということを掲げていますけれども、施設ともよく話し合った方がよろしいかなと思うところもあります。今までも、各保育所さんも、認定こども園さんも給食について、主食分はで

きるだけ抑えるという話の中で、1,000円とかをいただいていると。ところが、外付けすることによって、例えば給食の主食代は3,000円、副食代が4,500円で合計7,500円という全国平均というか、その数字が出たことによって、補助を受けている団体としてできるだけ保育料を上げないで今までどおりやってくださいと市からお願いされている中で、運営がどんどん厳しくなっていくと今まで我慢してきた部分が、市への不満として出てくる場合もあるのかなという。そういった部分が考えていかなければならない問題だろうと。逆に言うと、給食費が保育料の外付けになって全額いただきますとなったときに、どうなるんだという問題が出てくると思います。無償化が本当に子どもたちのためになるかどうか難しいところだと思います。そこのところは、従来からなんですけれども、国の政策の下で全ての制度が策定されているという中で、市の独自の考え方に子ども・子育て会議の委員さん方の意見を取り入れていくということが、今後重要になっていくと思うところです。

【会長】 という現場の声でした。はい、どうぞ。

【事務局（木村課長）】 一点だけ、すみません。木村委員のおっしゃった認可外保育所に関する部分なのですが、やはり保育の質の確保ということでは、大変重要なことだと考えておりまして、現在でも届出対象施設については必ず年に1回、立入調査ということで見えておりますし、また、運営状況の報告ということも文書で受けるなどしながら、チェックをきちんとやっていきたいと考えているところであります。以上でございます。

【会長】 資料2について、他に質問はありますか。よろしいですか。はい、資料2については、今、いろんな意見がありました。国の施策に加えて、財政の関係もあるでしょうが、それぞれについて考えてもらえればなと思います。
 それでは、最後の「(2) その他」に入りたいと思います。
 では、事務局の方から説明をお願いします。

(2) その他

【事務局（木村課長）】 当日配付資料「「求職活動」および「育児休業」要件による保育認定の取扱いについて」に基づき説明

【会長】 これについて何か質問のある方、はい、どうぞ。

【木村（一）委員】 求職活動ということで90日、3か月という期間がどのくらいの期間かと思うところもあるところなんですけど、ただ、認定こども園の場合は、退園ということではなく、2号、3号から1号に振り替えるということが可能であると考えてよろしいでしょうか。

【事務局（木村課長）】 はい。正に認定こども園の良いところとしまして、保護者の就労状況が変わっても、引き続き同じ園を利用できるということがありますので、2号認定からは外れてしまいますが1号認定を取っていただいて、そのまま利用していただくことが可能となるものです。

【木村（一）委員】 そうすると、保育園機能のみの園の場合については、退園のようになるということで、退園になった子どもたちを空いている認定こども園の方に紹介するというのではなく、あくまで本人が選ぶことになるということによろしいでしょうか。保育園機能のみの場合、1号を受け入れていませんから“強制退園”のようになって、途中入園ができる場所とできないところがあるでしょうし、行く場所がないとなったとき、その子どもたちの移行先というものを市の方でも考えてやってほしいなと思うところがあります。

【事務局（木村課長）】 保護者の方々には時間の余裕をもって説明したいと思いますが、求職活動として申し込まれている方などについては、90日間で就職できなかった場合に保育所を退園になる可能性があるということをあらかじめ考えて、例えば教育機能が利用できるような幼稚園さんですとか、認定こども園さんですとかに転園することが必要となってきますので、それも踏まえて求職活動をしてくださいということをきちんと説明して、御納得いただいた上で御利用していただくような形を探りたいと考えております。

【会長】 今までもそういった例はあるのですよね。

【事務局（木村課長）】 今までは、園に定員の空きがあるような場合は継続して利用しているという方がいらっしゃいますけれども、求職活動を延長して利用されているという方については、その後の就職に結びついていないという実態もございますので、今後は、90日間集中して求職活動をしていただけるように保育所を利用していただきたいと考えております。

【会長】 木村委員、よろしいでしょうか。

【木村（一）委員】 はい。もう一点だけ。
第9号の「育児休業中における継続利用」についてなんですけれども、これは、会社、勤め先の育児期間ということで理解してよろしいでしょうか。

【事務局（木村課長）】 はい。会社の育児休業ということで。下のお子さんのために育児休業を取られているお母さんで、その子の上の子は現在園に通っているという状態の方ですね。上のきょうだいを入所させるための条件ということになります。

【会長】 他にございますか。はい、相澤委員。

【相澤委員】 第1号の就労時間についてなのですが、2段目のところに「月64～120時間未満」と書いてありますが、この時間は長い方が、利用される方にとって良いのでしょうか。というのは、七飯、北斗と函館を比べると、北斗は「月52時間～」、七飯が「月48時間～」となっていて、函館が一番長くなっていますが、実際に認定を受ける方にとってはどちらの方が良いのでしょうか。

【事務局（木村課長）】 就労時間の下限時間についての御質問ですが、例えばパートタイムで短い時間しか働いていないという方でも下限時間が低くなっている方が保育所を利用できるということにはなるのですが、ただ、その分保育のニーズが高まってまいりますので、現在の函館市の状況におきましては、まだ待機児童は出ていないのですが非常に厳しい状態にあるという中で、なかなか下限時間については「月64時間」を見直すというところまでは至っていないということになっております。

【相澤委員】 ということは、子育てをしやすくする環境を作ろうという取組ですから、待機児童が出る可能性があるので「月64時間」で抑えていますという言い方よりも、趣旨としては下限を下げても待機児童が出ないという体制を市として作っていくということで、下限時間を決めるということになるのではないかなと思うので、是非ともその辺りを検討すべきだと思います。実際に七飯と北斗は、やっているのです。以上です。

【会長】 他にございますか。なければ、これで今日の全ての議題が終了したということでよろしいですか。
それでは、私の進行はこれまでとして、事務局お願いします。

【事務局（原課長）】 はい、私の方から次回の会議の予定ということで、先ほどの計画策定のスケジュールでもお話ししましたが、次回は6月の開催を予定しています。その後は、月1回のペースで開催する予定となっておりますので、今後の開催日程について正副会長と事務局の方で事前に整理させていただきまして、早い段階で皆様に御提示したいと考えておりますので、御理解・御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

【会長】 6月から11月まで、全部で6回。6回の日程が出てくるのですか。

【事務局（原課長）】 できれば6回の日程をあらかじめ決めておきたいと考えております。

【会長】 皆さん、よろしいですね。6回の日程が全部出てきた方が、これからの予定とかも入っているでしょうから、先に決まって

いた方が良いですね。それでは、余裕をもって皆さんの予定を聞くようお願いします。

【木村（一）委員】 今の件についてですが、日にちは決定するでしょうけど、7月は改選期ですね。

【事務局（原課長）】 はい。改選を挟むという形になりますので、各代表者に推薦等をしていただくということを踏まえた上での開催となります。

【木村（一）委員】 人数変更とかはあるのでしょうか。

【事務局（原課長）】 今のところは、今の状態が継続するものと考えております。

5 閉会

【会長】 では、これで終了したいと思います。
皆さん、御協力ありがとうございました。